

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、高松空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

高松空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

〈空港管理者〉

大阪航空局、高松空港事務所

〈関係事業者〉

四国運輸局 香川運輸支局、四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所、大阪管区气象台、香川県警察航空隊、(一社)香川県バス協会、高松空港(株)、全日本空輸(株)高松空港所、日本航空(株)高松空港所、ジェットスター・ジャパン(株)、四国航空(株)、高松商運(株)、(株)KAFCO、シェル徳発(株)高松空港営業所

〈関係地方公共団体〉

香川県、高松市、綾川町、三木町

〈オブザーバー〉

香川県防災航空隊、高松タクシー協会、四国電力(株)、(株)エージェンシー

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項